

官報 号外 令和四年三月二十四日

○第二百八回 衆議院会議録 第十三号

令和四年三月二十四日(木曜日)

議事日程 第九号

令和四年三月二十四日

午後一時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出)

第二 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 博物館法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員長及び同委員

人事官任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員

日本放送協会経営委員会委員

人事官任命につき同意を求めるの件等十三件

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

午後一時一分開議

人事官任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員につき同意を求めるの件

中央更生保護審査会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員長及び同委員

日本放送協会経営委員会委員

中央更生保護審査会委員

日本放送協会経営委員会委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会公益委員

日本放送協会経営委員会委員

原子力規制委員会委員長及び同委員

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。

内閣からの申出中、

原子力規制委員会委員長及び同委員に吉田安志君を、

公認会計士・監査審査会委員に勝尾裕子君を、

同委員に永野厚郎君を、

同委員に加藤一実君を、

日本放送協会経営委員に大草透君を、

公害等調整委員会委員長に岡田幸之君を、

同委員に菅野淑子君を、

社会保険審査会委員に遠藤真澄君を、

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも同意を与えることに決まりました。

○議長(細田博之君) お詫びいたします。

次に、

原子力委員会委員に遠藤往子君を、
公害等調整委員会委員に上家和子君を、
日本放送協会経営委員会委員に明石伸子君及び

堀八義博君を、
原子力規制委員会委員に杉山智之君を、

任命することについて、申出のとおり同意を与える

官報(号外)

び勧告等を行うことができる」と、
第三に、博物館の事業として、博物館資料の電
磁的記録の作成等を追加するとともに、博物館
は、他の博物館等と相互に連携協力するよう努め
るものとすること

などであります。

本案は、去る三月十五日本委員会に付託され、
翌十六日末松文部科学大臣から趣旨の説明を聴取
しました。二十三日質疑を行い、同日質疑を終局
した後、採決を行った結果、本案は全会一致を
もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申
し添えます。

○議長(細田博之君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)

○議長(細田博之君) 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

グローバル化や情報化の進展により、社会の在
り方そのものが急速に変化する状況が生じつつあ
ります。このような中で、教師自身も高度な専門職
として新たな知識、技能の修得に継続的に取り組
んでいく必要が高まっています。また、平成二十
八年の教育公務員特例法の改正により、文部科学
大臣が定める指針を参考した上で、教育委員会が
教師の資質の向上に関する指標を定め、当該指標
に基づく教員研修計画を定めることとされてお
り、各地域の課題やニーズに応じた体系的な研修
の実施が図られるようになります。教師につ
いてもオンライン化された学びが新型コロナウイ
ルス感染症に対する対応を契機に急速に広まって
おります。

このような社会的変化、学びの環境の変化を受け、教師の学びの在り方もまた変化することが必
要であり、令和の日本型学校教育を実現する新たな
教師の学びの姿として、主体的な学び、個別最
適な学び、協働的な学びなどが求められていると
ころです。

この法律案は、校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するた
め、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者等
による研修等に関する記録の作成並びに資質の向
上に関する指導及び助言等に関する規定を整備
し、普通免許状及び特別免許状の更新制を発展的
に解消する等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明
申し上げます。

第一に、公立の小学校等の校長及び教員の任命
権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録
を作成しなければならないこととともに、

指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に
関する指導助言等を行うものとしております。また、
指導助言等を行う場合、校長及び教員の資質

の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえる
とともに、当該記録に係る情報を活用するものと
しております。

第三に、普通免許状及び特別免許状を有効期間

の定めのないものとし、更新制に関する規定を教
育職員免許法から削除することとしております。

あわせて、本法律案の施行の際に現に効力を有

する等の経過措置を講じることとしております。

第三に、普通免許状を有する者が他の学校種の

普通免許状の授与を受けようとする場合に必要な

最低在職年数について、当該年数に含めることが必
要であることを規定する法律案の趣旨を述べ
ます。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対
して質疑の通告があります。これを許します。荒
井優君。

(荒井優君登壇)

○荒井優君 立憲民主党の荒井優です。

私は、立憲民主党・無所属を代表して、ただいま
ま議題となりました教育公務員特例法及び教育職
員免許法の一部を改正する法律案について質問い
たします。(拍手)

まず冒頭、ウクライナの情勢は日々厳しくなっています。ロシアによる侵略行為は断じて許されず、即時撤退を求めます。

昨日のゼレンスキーオ大統領の演説は胸を打ちました。経済の制裁、そして復興に、日本としても

しっかりと尽くしていきたい、そういうふうに思いました。

また、ウクライナから避難した子供は既に百五十万人を超え、人身売買のリスクにさらされています。

との報道もあります。政府においては、ウクライナからの避難民、特に子供たちの受け入れを早急に現実にすることを求めてます。

また、三月の十六日、福島県沖を震源とする最大震度六強の強い地震が発生いたしました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げ、被害に遭われた方、そして今復旧復興に携わっている方に、お見舞い、そして心強く支援をしていきたい、そういうふうに思っております。

まさに十一年前の東日本大震災でした。私が教育の可能性、学校の可能性を知ったのは、二〇一

二年の十二月に、福島県双葉郡の八名の教育長を中心には、双葉郡教育復興に関する協議会が立ち上がり、私自身もその委員に加えていただきました。

この取組は、二〇一五年の四月に、福島県立ふたば未来学園高校として、その開校に結びつきま

す。

その半年後に、札幌で、一つの私立高校が経営難に陥ります。そこは六十年前に私の祖父が創立

した学校でもありましたので、経営再建のために理事長を引き継いだ父から、校長をできないかと

の相談がありました。東北の復興も道半ばだった

ので悩んでいた私の背中を押してくださったのが、福島県大熊町の名物教育長であった武内敏英先生でした。

潰れかけた、また札幌でも決して評判の高くはない札幌新陽高校の校長に四十歳で着任し、ただ

御説明申し上げます。

生徒一人一人の存在を認め、本気で挑戦することの大切さを伝え続け、そして、わくわくする学校をつくり続ける五年間をすることで、今では、奇跡の学校として全国紙でも特集されるようになりました。

そして、今、私は、衆議院、参議院を通じて、与野党を通じて唯一の校長出身の国会議員として、この壇上にて、未来をつくるために質問させていただきます。

そこで、末松文部科学大臣にお尋ねいたしました。

教員免許更新制、これは、幼小中高の教員免許状に十年の期限を設け、更新するものと法で定めています。三十時間以上の研修が義務づけられ、約三万円の講習費用も受講者本人の自己負担。この制度は、学校の現場でも大変問題になつてきました。

私が校長をした学校でも、先生たちの全ての教員免許の発行年月日を確認し、研修受講を促し、受講状況を確認するという作業を毎年毎年しなくてはいけない、先生たちも、日々の業務が忙しい中、何とか時間をやりくりして確保して研修を受けていた、そういう状況でした。

全国どの教育委員会や私立学校でも同様のことをしていましたが、それでもうつかり失効が起きてしまいます。五十年代の先生が新卒扱いになつたり、失職するケースもあつたと伺っています。さらには、教員免許は取つても期限があるので永久的な資格の方がよいと、教員免許そのものを目指す大学生が減ることにもつながったと言われています。

この教員免許更新制度が、本法案により廃止いたしました。この制度に十年以上翻弄されてきた学校現場の教員や事務方に對して、末松文科大臣はどうのように向き合われますでしょうか。

続いて、末松大臣と鈴木財務大臣に伺います。

一九七一年の第三次佐藤内閣において、いわゆる給特法が成立します。公立学校の教員には、時給外勤務手当などを支給しない代わりに、給料月額の四%、これは当時の平均残業時間八時間に相当しますが、それを教職調整額として支払うことが定められました。

しかし、それから五十年、教員の働く時間は増加の一途をたどり、今では、平成二十八年度の教員勤務実態調査等を踏まえ推計すると、小学校で五十九時間、中学校では八十一時間となります。既に実態と合っていないんです。

一方で、私立学校は、当初から給特法の適用外。ゆえに、民間企業同様に、労働基準法に基づき、三六協定を結び、時間外手当などを払わなければいけません。しかし、実態は、公立学校に準拠した就業規則がまかり通つていて、長らく公立と変わりませんでした。

私が校長を務めた高校でも同様です。

二〇一八年、第四次安倍内閣にて働き方改革関連法案が成立するタイミングに合わせ、半年で状況を整備し、今では、法の趣旨にのつとて時間管理、時間外手当などを払つて、しっかりと経営しています。これまで当たり前とされてきた教員の仕事の一つ一つの在り方を先生たちと一緒になつて見詰め直すきっかけになつたと思います。これこそが働き方改革の真骨頂のはずだと感じています。

そのときから、なぜ私立学校ができる働き方改革が公立の学校でできないかといえば、それはきちんと時間外手当を支払う予算措置をしていないからじゃないかと感じてきました。令和元年の給付法改正にて、教員の時間管理をしたり変形労働制を導入する、ますます公立学校の現場のマネジメントは複雑になってきていますが、肝腎の予算の措置はされませんでした。

国は、人づくりが根幹です。ほかの公務員には

支払われる時間外手当などがなぜ教育公務員には支給されないのか、今後も支給される考えはないのか、鈴木財務大臣及び末松文科大臣にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

統いて、末松文科大臣にお尋ねします。

教育免許更新制は、第一次安倍内閣の肝煎りの政策でした。

教育再生を最優先の課題とし、二〇〇六年九月に内閣総理大臣に着任した安倍総理は、総理直属の教育再生会議を設置します。教育再生会議は、二〇〇七年一月に、不適格教員に免許を持たせないことを目的とする教員免許更新制の導入を盛り込んだ一次報告書をまとめます。この一文は文科省の中教審では教員の能力向上と置き換わりますが、二〇〇七年六月には法案として成立します。

実は、この法案が施行されたのは、二〇〇九年の民主党鳩山内閣です。学校の先生たちには、民主党が始めたこととして勘違いされていらっしゃる方が多いと聞きますが、そうではないんです。

一方、民主党の鳩山内閣においては、二〇一〇年三月に高校無償化法が成立し、翌四月に施行されました。

これは、政権交代を実現した民主党政権の目玉の法案で、高校の授業料に対し国が支援金を支払う仕組みです。私立高校についても世帯年収に応じて適用され、私が校長を務めた私立高校に通う生徒、ほとんどの子供もこの法律によって通学ができるようになりました。

このままでは、私立高校にならざる選ぶことができないと言えます。その昔は、私立高校はお金持ちの子供が通う学校でしたが、今では、この法案により、保護者の年収によらず自ら選ぶことができる学校が私立高校になつたわけです。そのお父さんが前に来られて話をされました。

校長時代に、北海道のとある地域で学校の説明会をいたしました。終わってから、一番後ろで聞いていた御両親と中学校の制服に身を包んだお嬢さん

なんでしょうか。コンクリートから人へとうたつた民主党の政策は、十年たつた今でも色あせるどころか、鈴木財務大臣及び末松文科大臣にお考えをどうぞお聞かせいただきたいと思います。

教員免許更新制度と高校無償化、今から十年ほど前に二つの法案が実現し、それは時の政権を代表する政策でもありました。末松文科大臣は、民主党政権が実現し、そして今でも続く高校無償化法をどのように評価なさいますか。

教育免許更新制度と高校無償化、今から十年ほど前に二つの法案が実現し、それは時の政権を代表する政策でもありました。末松文科大臣は、民主党政権が実現し、そして今でも続く高校無償化法をどのように評価なさいますか。

を知つて、本人が、初めて、この高校だつたら通つてみたい、そういうふうに言つたので、今日は家族で話を聞きに来ました。我が家は農家をしているが、この子が、地域でこの先も育つて、この田畠を受け継いでくれるとは今は思えない。それならば、先祖伝來の農地を売つても、家族で札幌に行き、娘を高校に通わせ、自分たちは別仕事を探した方がいいんじやないか、そういうふうに考へています。そういうふうにおつしやられました。

何かがおかしいと思いませんか。私は、日本の教育を立て直す、よりよくするためには国會議員になりました。

日本の教育を復興し再建していくのは、チルドレンファーストをうたう私たち立憲民主党であるとお約束し、私からの質問を終わります。

〔國務大臣末松信介君登壇〕

○國務大臣(末松信介君) 荒井議員にお答え申し上げます。

まず、教員免許更新制についてお尋ねがございました。

教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大、大学による教師の資質、能力の向上に対する関与の拡大、良質な学習コンテンツの形成など、一定の成果を上げてきたものとは認識しております。

一方で、十年に一度の講習は、常に最新の知識、技能を学び続けていくことと整合的でないといたった課題のほか、教師に時間的、金銭的な負担がある等の声もあつたことを承知いたしております。

今回提出した法案では、グローバル化などの社会変化やオンライン化の進展等による研修環境の変化、教員免許更新制の成果、課題を総合的に踏まえ、個々の学校現場や教師のニーズに即した新

たな研修システムによつてこれから時代に必要な教師の学びを実現させることとし、これに伴い、教員免許更新制を発展的に解消することとしたしました。

これによりまして、文部科学省として、教師の資質向上に資する研修環境の整備を進めてまいります。

次に、給特法についてお尋ねがございました。

公立学校の教師の待遇を規定している現在の給

特法の仕組みでは、教師の職務は、自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きく、どこまで職務であるか切り分け難いという特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当を支給しない代わりに、勤務

額を支給しています。

一方、給特法制定から半世紀が経過し、教師に求められる仕事の内容も変化しております。また、平成二十八年度に実施した調査においても、法制定当時の想定を大きく超える長時間勤務の実態が明らかになつております。これらを踏まえ、令和元年に法改正を行い、教師の勤務時間の上限等を定める指針を策定するなど、学校の働き方改革に取り組んでいるところであります。

今後、こうした働き方改革の様々な取組と成果等を踏まえつつ、令和四年度に勤務実態調査を実施し、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況をきめ細かく把握する予定です。その結果等を踏まえ、給特法等の法制的な枠組みを含め検討いたします。

次に、高校無償化についてお尋ねがございました。

子供たちの誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境を整備することは重要であると認識をしております。このために、教育の機会均等に關

たな研修システムによつてこれから時代に必要

います。

こうした観点から、議員御指摘の高校就学支援金制度は経済的負担の軽減に資するものと考えてあります。平成二十六年度に所得制限を設けることで捻出した財源を有効活用することで、私立高

校等へ通う生徒へ就学支援金の加算拡充、授業料

創設等の見直しを行い、低所得者世帯への支援を拡充することで、より機会均等に資する制度となつていると評価をいたしております。

文部科学省としては、今後とも、恒久的な財源をしっかりと確保し、教育費の負担軽減に向けて取り組んでまいります。

次に、我が国の学校や教育についてのお尋ねが先生からございました。

一方、給特法制定から半世紀が経過し、教師に求められる仕事の内容も変化しております。また、平成二十八年度に実施した調査においても、法制定当時の想定を大きく超える長時間勤務の実態が明らかになつております。これらを踏まえ、令和元年に法改正を行い、教師の勤務時間の上限等を定める指針を策定するなど、学校の働き方改

革に取り組んでいるところであります。

一方で、十年に一度の講習は、常に最新の知識、技能を学び続けていくことと整合的でないといたった課題のほか、教師に時間的、金銭的な負担がある等の声もあつたことを承知いたしております。

次に、高校無償化についてお尋ねがございました。

子供たちの誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境を整備することは重要であると認識をしております。このために、教育の機会均等に關

教育の更なる充実に全力を尽くしてまいります。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣鈴木俊一君登壇〕

○國務大臣(鈴木俊一君) 荒井優議員の御質問に答えていたします。

公立学校教員に対する時間外手当についてお尋ねがありました。

公立学校の教員については、いわゆる給特法における、教員の職務の特殊性等から、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を支給するものであると理解しております。

その上で、今後につきましては、現在の勤務実態を追認することなく、教員の働き方改革を進めることが重要であると考えております。

令和四年度予算においても、教員の事務負担を軽減するための外部人材活用等に係る予算を計上し、教員が授業等に注力できる環境を整備することとしております。

また、文部科学省においても、行事の精選や業務の役割分担の見直しなど、各教育委員会宛てに改めて働き方改革の徹底に係る通知を発出したと承知しております。

引き続き、文部科学省において、こうした予算なども適切に活用し、教員の働き方改革を推進されることを期待いたしております。(拍手)

〔國務大臣野田聖子君登壇〕

○國務大臣(野田聖子君) こども家庭厅創設の意義についてお尋ねがありました。

子供をめぐる課題は、議員御指摘の不登校はも

とより、児童虐待、いじめ、貧困、少子化等、複雑化し多岐にわたっており、多くの省庁が関わっております。このため、各省庁より一段高い立場から子供政策を推進する司令塔機能が重要となつております。今国会にこども家庭厅設置法案を提出い

たしました。

こども家庭庁では、子供の権利利益の擁護や児童福祉に関する事務を一元的に所管するとともに、開設・運営・二計・二法の見直しを行つて、

に 関係省庁に対し、子供の視点に立ち、内閣総理大臣のイニシアチブの下、政府部内の総合調整を行うこととしています。

子供の教育を取り巻く課題に対応するために、教育など学びに係る行政と児童福祉などの育ちに係る行政などが密接に連携することを通じて、

政府全体としての施策の充実、質の向上を図ることが重要です。

全ての子供が健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子供たちのため、そして社会みんなで、つどぞんづきあうこつもく成り手つこ、材

○議長（細田博之君） これにて質疑は終了いたしました。

二二七

○議長(細田博之君) 本田は、これにて散会いた
します。

出席國務大臣 午後一時四十五分散會

國務大臣 環境大 臣 厚生勞働大 臣 文部科學大臣 財務大臣 法務大臣 總務大臣
國務大臣 大臣 境界大臣 生勞働大臣 大臣 大臣 大臣
國務大臣 大臣 田中大臣 金子 古川 金子 恭之君

國務大臣 松野博一君
國務大臣 山際大志郎君
國務大臣 若宮健嗣君

<p>出席副大臣 文部科学副大臣 池田 佳隆君</p> <p>○議長の報告 (議決通知)</p> <p>一、去る十七日、本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨参議院に通知した。</p>										
<p>中央選挙管理会委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">宮里</td> <td style="width: 50%;">猛君</td> </tr> <tr> <td>神本美恵子君</td> <td>門山 泰明君</td> </tr> <tr> <td>平川 憲之君</td> <td>西 博義君</td> </tr> <tr> <td>橋本 雅史君</td> <td>阿部 信吾君</td> </tr> <tr> <td>島松 洋一君</td> <td>魚住裕一郎君</td> </tr> </table>	宮里	猛君	神本美恵子君	門山 泰明君	平川 憲之君	西 博義君	橋本 雅史君	阿部 信吾君	島松 洋一君	魚住裕一郎君
宮里	猛君									
神本美恵子君	門山 泰明君									
平川 憲之君	西 博義君									
橋本 雅史君	阿部 信吾君									
島松 洋一君	魚住裕一郎君									
<p>(通知書受領及び通知)</p> <p>一、去る十八日、岸田内閣総理大臣から細田議長宛て、次の通知書を受領した。</p>										
<p>閣總第一三二号</p>										
<p>令和四年三月十八日</p>										
<p>内閣総理大臣 岸田 文雄</p>										
<p>衆議院議長 細田 博之殿</p>										
<p>私は、令和四年三月十九日(土)午前七時三十分羽田空港発、三月二十一日(月)午後三時四十分同空港着の予定で、インド共和国及びカンボジア王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。</p>										
<p>一、去る十八日、山東参議院議長から細田議長宛て、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領しました。</p>										
<p>中央選挙管理会委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">宮里</td> <td style="width: 50%;">猛君</td> </tr> <tr> <td>神本美恵子君</td> <td>門山 泰明君</td> </tr> <tr> <td>西 博義君</td> <td></td> </tr> </table>	宮里	猛君	神本美恵子君	門山 泰明君	西 博義君					
宮里	猛君									
神本美恵子君	門山 泰明君									
西 博義君										

同 予備委員	橋本 雅史君
元宿 仁君	阿部 信吾君
平川 憲之君	魚住裕一郎君
島松 洋一君	
また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。	
一、去る二十二日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。	
令和四年度一般会計予算	
令和四年度特別会計予算	
令和四年度政府関係機関予算	
一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。	
地方税法等の一部を改正する法律	
地方交付税法等の一部を改正する法律	
所得税法等の一部を改正する法律	
一、昨二十三日、岸田内閣総理大臣から細田議長宛て、次の通知書を受領した。	
閣綱第一四一号	
令和四年三月二十三日	
内閣総理大臣 岸田 文雄	
衆議院議長 細田 博之殿	
私は、令和四年三月二十三日(水)午後十一時三十分羽田空港発、三月二十五日(金)午後二時四十分同空港着の予定で、ベルギー王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。	
(報告書受領)	
一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。	
独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和四年行政執行法人の常勤職員数に関する報告	
一、去る十八日、内閣から人事官に伊藤かつら	

君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、原子力委員会委員に遠藤徃子君を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公益認定等委員会委員に生野考司君を任命したいので、公益社団法人人及び公益財團法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公正取引委員会委員に吉田安志君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公認会計士・監査審査会委員に勝尾裕子君を任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、公害等調整委員会委員長に永野厚郎君を、同委員に上家和子君及び加藤一実君を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に村田晃嗣君、大草透君、明石伸子君、君、堰八義博君及び柳原一夫君を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、中央更生保護審査会委員に岡田幸之君を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十八日、内閣から、日本銀行政策委員会

衆議院議員鈴木庸介君提出政治資金収支報告書のオンライン提出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木庸介君提出政治資金収支報告書のオンライン提出に関する質問に対する答弁書

令和四年三月九日提出
質問 第二八号
「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する厚生労働省令」の解釈に関する質問主意書

提出者 徳永 久志

一について
お尋ねの「国初期費用」及び「運用費、維持管理費等毎年発生する費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務省においては、平成二十一年度から平成二十二年度までの間に「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」(以下「システム」という。)の構築に要した経費として二億四千三十三万五千五百五十円を支出し、令和二年度におけるシステムの運用及び保守に係る経費として五千八百二十三万二千九百円を支出したところである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、総務省が令和三年十一月二十六日に公表した令和二年分の国会議員関係政治団体の政治資金収支報告書は六百八十三件であり、そのうちシステムの収支報告書作成ソフトを利用して作成されたものは五百四十八件、そのうちシステムにより提出されたものは三十件である。

三について

総務省においては、ホームページによる情報提供、啓発チラシの国会議員事務所への配布、システムの利用方法に関する電話相談窓口の設置、政治団体の意見を踏まえた領収書等の写しの提出を可能とするシステムの改修等を行つてきただころであり、引き続き、システムの普及啓発と利便性向上に努めてまいりたい。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する厚生労働省令」の解釈に関する質問主意書

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の第三条(「本法」という。)では、取扱いの変更を求める(その者の請求により)、家庭裁判所は「性別の取扱いの変更を審判することができる」とが規定されている。

この場合、同法第三条第二項により「性同一性障害者に係る前条の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならない」と規定されている。

いわゆる「カルテ」、診療録は医師が診療時に必ず記載しなければならない。

医師法第二十四条规定「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」とされ、同条第二項では「前項の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その医師において、五年間これを保存しなければならない」と保存年限を定めている。

保険医療機関及び保険医療養担当規則第九条においては「保険医療機関は、療養の給付の担当にかかる帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあつては、その完結の日から五年間とする」とも規定されているが、言い換えば、

保存年限が過ぎたものには法令上の保存の義務はない、保存スペースの確保などの問題から破棄されてしまうことがほとんどである。現行制度が診療録の保存は保険請求のために用いることを念頭にしており、その期間を過ぎると診療録の保存は必要ないという判断であると解される。

本法に基づき性同一性障害者の方が性別の取扱いの変更を申請する場合、その審判は家庭裁判所で行われるが、裁判官の主たる判断材料となるものは、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令(「本省令」という。)に基づいて提出される医師の診断書であると承知している。本省令には、「診療録に記載すべき個別具体的な事項についての規定はあるものの、診療録の提出については明示されていないと解されるが、家庭裁判所への申請にあたってはその診療録の提出を求められることがある。

例えば、平成十四年に治療が終わったある申請希望者Aさんは、家庭裁判所への申請にあたり、当時のカルテの提出や染色体検査結果の提出を求められたものの、約二十年前の事案であり、カルテや染色体検査結果そのものが失われており、対処することができなかつた。カルテがないことを申し述べ、代替え措置として性別の変更の手術が終わっているとの診断書を医師に作成してもらつたものの、家庭裁判所では難色を示されたと承知している。このような者が改めて診療を受けた場合、さらに数年の期間が必要となるとともに、多くの時間的、金銭的負担が必要となり、社会生活を行つていくにも明らかな不利益が生じる。

またAさんは五十代にさしかかり、パートナーとの間で法律婚をすることの急務を感じて今次の申請を行つたものの、本省令の現行の運用が性別の取扱いの変更の阻害要因となつていて、このような運用で不利益を被る者は少なくないと考え

また日本国憲法第十四条は「すべて国民は、個人とする」とされる。本省令では明確にカルテなどの提出を義務づけていないと解されるにもかかわらず、かかる運用がなされることは、そのような者の幸福追求権を妨げるものと言わざるを得ない。

また日本国憲法第十四条は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないと規定しているが、法定の保存年限を超えた過去に手術を受け診療録等が失われているために家庭裁判所での申請で不公平な扱いを受けることは、日本国憲法の理念に反するものであろう。

従つて、本省令の解釈は、技術的側面も含まれることから、政府の責任において明確にすべきであり、家庭裁判所はその解釈に基づき審判すべきであろう。

すなわち診療録の保存年限を規定しているのは厚生労働省の所管する法令であり、かかる法令の制定当时想定しなかつた事案が発生している現在においては本省令の解釈は見直されるべきである。そうでなければ、その者の責に帰さない事由で診療録が破棄されているにもかかわらず、性別の取扱いの変更を求めることが困難になる。

右を踏まえて、以下質問する。

一 一本省令でいう「医師の診断書の記載事項」では、治療時の診療録や染色体検査の提出を必ず求めているのか。

二 一に関連して、関係法令で定める保存年限を過ぎて診療録等が破棄されていることで性別の取扱いの変更時に、その申請者が申請を受け付

る。

日本国憲法第十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必

けられないなどの不利益を被るのは合理性に欠けるのではないか。

三 本省令の記載事項については、申請者の責に帰さない事由で診療録等が破棄されている場合、可能な範囲で医療機関での受診歴、治療の経過及び結果が分かる資料を集め、医師が診断書を作成することで事足りるのではないか。

四 三に関連して、Aさんについては、約二十年前、当該医療チームとして手術にも加わった産婦人科医師が、現在生殖腺がないこと、または生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあることと、他の性別器の部分に近似する外観を備えていることを診察し、性同一性障害であるといふ診断書を作成したと承知しているが、かかる診断書は本省令でいう医師の診断書に該当しないのか。そもそも当時の診療録等が破棄されている以上、取り得る方法は他にはないのであり、専門的知見のある医師の判断を尊重すべきと考えるが、政府の見解を問う。

五 このような本省令の運用について、新戸籍を編製する責務も負う法務省は、法務省設置法第三条でいう「法秩序の維持、国民の権利擁護、國の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の趣旨に反すると言えないのか。申請する者の「権利擁護」が図られないのではないか。

六 本法は、施行にあたり法務大臣と内閣総理大臣が署名していると承知しているが、政府内で検討を進め、このような運用上の問題が顕在化している今、「性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるべきではないか。政府内で検討チームなどを設置すべきではないか。

七 日本国憲法第十三条规定は「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の

尊重を必要とする」とされる。本省令では明確にカルテなどの提出を義務づけていないにもかかわらず、かかる運用がなされることは、そのような者の幸福追求権を妨げるものではないか。

か。政府は早急に本省令の解釈を明確にすべきではないか。

右質問する。

内閣衆質二〇八第二八号

令和四年三月十八日

衆議院議長 細田 博之殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員徳永久志君提出「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する厚生労働省令」の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員徳永久志君提出「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する厚生労働省令」の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

二について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

三について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

四について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

五について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

六について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

七について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

八について

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

九について

二について

においては、省令に規定する記載事項に關し、医師の診断書に診療録等を添付することは義務にカカルテなどの提出を義務づけていないにもかかわらず、かかる運用がなされることは、そのようにかわらず、かかる運用がなされることは、そのような者の幸福追求権を妨げるものではないか。

付けていない。

政府としては、お尋ねのような事例が生じてゐるとは認識していないが、いずれにせよ、一つについてで述べたとおり、省令及び通知においては、医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けているところであり、また、法第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事務については、家庭審判所において、法令等に基づき、適切に処理されているものと考えている。

裁判所において、法令等に基づき、適切に処理されているものと考えている。

三について

お尋ねの「事足りるのではないか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、法第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に当たつては、一についてで述べたとおり、省令及び通知においては、医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないところである。

四について

お尋ねについてには、御指摘の事案の詳細な事実関係が明らかではないことから、お答えは差し控えたい。

五について

お尋ねについてには、御指摘の事案の詳細な事実関係が明らかではないことから、お答えは差し控えたい。

六及び七について

医師の診断書に診療録等を添付することを義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

七について

日本だけが自国のエネルギー事情を言つて、あたかも何もなかつたかのように振る舞うのは違う。このまま同じように続けることはありえない」と政府系金融機関の前田總裁が二〇二二年三月三日の記者会見で声を上げたとの報道がある。

その一方で、これに関して萩生田光一経済産業相は二〇二二年三月八日「撤退」を決めた。一方で

英國シエル等がロシア・サハリンの資源開発、いわゆる「サハリン2」から撤退を決めた。一方で

日本政府は、サハリンにおける資源開発事業から撤退が継続か思案中である。

「日本だけが自国のエネルギー事情を言つて、あたかも何もなかつたかのように振る舞うのは違う。このまま同じように続けることはありえない」と政府系金融機関の前田總裁が二〇二二年三月三日の記者会見で声を上げたとの報道がある。

その一方で、これに関して萩生田光一経済産業相は二〇二二年三月八日「撤退」を決めた。一方で

英國シエル等がロシア・サハリンの資源開発、いわゆる「サハリン2」から撤退を決めた。一方で

日本政府は、サハリンにおける資源開発事業から撤退が継続か思案中である。

八について

御指摘の「法秩序の維持、国民の権利擁護、國の利害に關係のある争訟の統一的かつ適正な処理」の趣旨に反する」及び「権利擁護」が図られない」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、一つについて述べたとおり、省令及び通知においては、医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないところであり、また、法第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事務について

は、家庭裁判所において、法令等に基づき、適切に処理されているものと考えている。

六について

医師の診断書に診療録等を添付することを義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

七について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないところであり、また、法第三条第一項の規定による性別の取扱いの変更の審判の請求に係る事務について

は、家庭裁判所において、法令等に基づき、適切に処理されているものと考えている。

六及び七について

医師の診断書に診療録等を添付することを義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

八について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

九について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十一について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十二について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十三について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十四について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十五について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十六について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十七について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十八について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

十九について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十一について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十二について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十三について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十四について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十五について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十六について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十七について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十八について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

二十九について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十一について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十二について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十三について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十四について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十五について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十六について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検討を加え、「政

府内で検討チームなどを設置」することは考

えていない。

三十七について

医師の診断書に診療録等を添付することは義務付けていないことは、省令及び通知の内容から明らかであり、また、御指摘の「このようないくつかの問題が顕在化している」とは認識していないことから、法について検

官 報 (号 外)

いわゆる「サハリン1」「サハリン2」から撤退を決めた企業・組織について、政府が把握するところを国別にお示し願いたい。

日本政府が撤退か、継続か、を決めきれず思案中の主な理由をお示し願いたい。

日本が撤退する場合のメリット、デメリットをそれぞれ具体的にお示し願いたい。また日本が継続する場合のメリット、デメリットもそれぞれ具体的にお示し願いたい。

日本が撤退する場合のメリット、デメリットをそれぞれ具体的にお示し願いたい。また日本が継続する場合のメリット、デメリットもそれぞれ具体的にお示し願いたい。

右質問する。
内閣衆質一〇八第二九号
令和四年三月十八日

内閣總理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員長妻昭君提出サハリン2からの撤退に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

また、萩生田大臣は「撤退することがロシアに対する経済制裁になるのだから一つの方法」と答弁しているが、日本が撤退することはどの程度、経済制裁として効果を上げると政府は分析しているのか。日本の撤退は経済制裁として効果を示さないと考へているのか。それぞれお示し願いたい。

また、萩生田大臣は「権益を手放したときに、第三国がただちにそれを取つてロシアが痛みを感じないことになつたら意味がない」と答弁するが、ロシアへの経済制裁に関しては中国等が加わつておらず、既に中国はロシアに対する経済制裁の痛みを緩和する役割を果たしている。経済制裁をしない第三国の存在を理由として、経済制裁に加わらないとの理由は妥当なものなのか。その真意をお示し願いたい。また、萩生田大臣の言う「第三国」は中国がなり得ると日本政府はお考へか。

また、中国からのロシアに対する経済的支援に関する実態を日本政府は把握しているのか。把握しているのであればどのような経済的支援を中国はロシアにしているのか。お示し願いたい。

政府の情報開示がほとんどなされないために、撤退か継続か、判断する材料が余りにも少なすぎるのである。いずれにしても政府は判断材料を積極的に示して国民的合意を得ながら結論を急ぐべきであると考えるが、最後に岸田内閣の見解を問う。

係る我が國の方針は現在検討中であることから、現時点ではお答えすることは困難である。

お尋ねの「経済制裁をしない第三国」の存在を理由として、経済制裁に加わらないとの理由は妥当なものなのか。」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本事業については、各国の状況も踏まえながら対応していくことが肝要であると考えている。また、「第三国」については、特定の国を指したものではない。

「経済的支援」に係るお尋ねについては、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、中国とロシアとの間の経済を含む二国間関係については関心を持って注視しているところであります。

「政府は判断材料を積極的に示して国民的合意も得ながら結論を急ぐべき」とのお尋ねについて、政府としては、適切な情報提供を進めて国民の理解を得ながら、我が国のエネルギー安定供給の確保に向けた取組を進めていく考え方であり、引き続き、本事業についてもこの考え方に基づき対応してまいりたい。

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員米山隆一君提出核兵器不拡散条約（NPT）第二条に関する質問に対する答弁書

（NPT）第二条には、「締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しないこと、核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他によって取得しないこと及び核兵器その他の方法によつて取得しないこと及び核兵器その他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する」とある。核兵器を日本国内の自衛隊基地若しくは米軍基地内で、自衛隊と米軍が共同で管理することは、他の核爆発装置の製造についていかなる援助をも求めず又は受けないことを約束する」とある。

核兵器不拡散条約第一條に違反又は抵触するか。右質問する。

内閣衆質一〇八第三〇号
令和四年三月二十二日

内閣總理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員米山隆一君提出核兵器不拡散条約（NPT）第二条に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

お尋ねの「自衛隊と米軍が共同で管理すること」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

内閣衆質一〇九号
令和四年三月十日提出
質問 第三〇号
核兵器不拡散条約（NPT）第二条に関する質問主意書
提出者 米山 隆一

（NPT）第二条に関する質問に対する答弁書
内閣總理大臣 岸田 文雄
内閣衆質一〇九号
令和四年二月四日

内閣總理大臣 岸田 文雄
内閣衆質一〇九号
令和四年二月四日

国会に提出する。

内閣總理大臣 岸田 文雄
内閣衆質一〇九号
令和四年二月四日

内閣總理大臣 岸田 文雄
内閣衆質一〇九号
令和四年二月四日

内閣總理大臣 岸田 文雄
内閣衆質一〇九号
令和四年二月四日

一一

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十二号 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

—

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律)
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

第四条第三項の表を次のように改める。	投票区の選挙人の数												投票日	区市町村	区	市	町	村
	二〇四、六七五	二〇四、四〇五	七二、四〇五	七二、四〇五	八三、二九六	三三七、六二一	九四、一八七	二七〇、五四七	二七〇、五四七	三二、千千人未以	五三、千千人未以	一五、万千人未以	一一万五人未以	二一万五千人未以	二一万五千人未以	二一万五千人未以	二一万五千人未以	
二万人以上	二一、一万五千人未以	二一、一万五千人未以	一五、五千人未以	五三、五千人未以	三二、五千人未以	二千、千人未以	五百、百人未以	五、百人未以	一三、四五五円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
	三八、二六二	三三、九〇六	二九、六四六	二三、一二二	二〇、九三四	一九、八九三	一八、八五二	一五、六三三	一四、一五五円									
	四〇、五三七	三五、八三一	三一、三九六	二四、三三七	二一、九八四	二〇、九四三	一九、九〇二	一六、五〇八	一一、三七三円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
	四二、八一〇	三八、四五四	三三、〇五七	二六、五三三	一九、九八九	一七、八二一	一七、八二一	一二、四一四	一二、〇七三円									
	四五、七八五	四一、〇七九	三五、三三二	二八、二七三	二一、二一四	一八、八六一	一八、八六一	一三、一一四	一三、〇七三円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	
	四三、九四七	三九、五九一	三五、三三二	二七、六六〇	二一、一二六	二〇、〇八五	二〇、〇八五	一七、九〇七	一七、三七三円									
	四七、〇九七	四二、三九一	三五、三三二	二九、五八五	二二、五四六	二一、四八五	二一、四八五	一九、一三二	一九、〇七三円	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日	

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十二号
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第四項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

一四

第四条第五項の表を次のように改める。											
投票区の選挙人の数											
投票日											
投票区の選挙人の数	投票日	投票区の選挙人の数	投票日	投票区の選挙人の数	投票日	投票区の選挙人の数	投票日	投票区の選挙人の数	投票日	投票区の選挙人の数	投票日
区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村	区市町村
三千人未以 滿上	二千人未以 滿上	五千人未以 滿上	五百人未 滿	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日	投票区の選 挙人の数 投票日
三二七、二五三	二〇三、三一〇	一四七、七一九	一三六、四六五円	平 日	区	二万 人以上	二一 万五 千人未 滿上	一一 万五 千人未 滿上	一五 万千人未 滿上	五三 千人未 滿上	三二 千人未 滿上
三五九、五三三	三三五、五八〇	二五七、九四四	二三四、六四五円	休 日	市	二八、三一四	二三、九五八	二一、七八〇	一五、二四六	一三、〇六八	一〇、八九〇
一九六、〇三三	一八七、六九五	一二一、二二三	一〇五、二三五円	平 日	町	二八、三一四	二三、五三〇	二一、四七一	一四、一一八	一三、〇六八	八、七二二円
三三八、二九三	三一九、九六五	二〇九、三九三	一九三、四一五円	休 日	村	三七、〇二六	三二、六七〇	二八、三一四	一五、二四六	一四、一一八	九、四二二円
一七九、四五〇	一五九、四四八	一二六、九〇九	一〇五、二三五円	平 日		四〇、〇〇一	三五、二九五	三〇、五八九	二三、九五八	一七、四二四	一〇、八九〇
三五五、八一〇	三二三、七六三	二三七、一三四	一九三、四一五円	休 日		三九、二〇四	三四、八四八	二八、三一四	二五、八八三	一八、八二四	八、七二二円

官報(号外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第七項の表を次のように改める。

区市町村	投票日	投票区の選挙人の数	二万以上		二万以下		五三千人未満上		五万五千人未満上		一万五千人未満上		一五千人未満上		五百人未満上			
			五百人未満	五百人以上	二千人未満	二千人以上	五千人未満	五千人以上	一万五千人未満	一万五千人以上	二万五千人未満	二万五千人以上	三万五千人未満	三万五千人以上	四万五千人未満	四万五千人以上	五万五千人未満	五万五千人以上
区	平日	四八、二七〇円	五九、一六一	七二、四〇五	七二、四〇五	一六九、三八六	一六九、三八六	四八、二七〇円	一三六、四五〇円									
市	休日	一三六、四五〇円	一六九、三八六	二〇四、六七五	二〇四、六七五	七二、四〇五	七二、四〇五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	八三、二九六	五九、一六一	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
町	平日	一三六、四五〇円	一六九、三八六	二〇四、六七五	二〇四、六七五	七二、四〇五	七二、四〇五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	八三、二九六	五九、一六一	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
村	休日	一三六、四五〇円	一六九、三八六	二〇四、六七五	二〇四、六七五	七二、四〇五	七二、四〇五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	八三、二九六	五九、一六一	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
三八五、四八七	六七二、〇七二	三六六、五九一	七四一、三五六	三四六、七二〇	七四三、五三〇	二五六、九七九	二七五、一〇二	四二九、四一七	五三九、二六五	三〇四、六四三	五九一、二二八	二八八、三五〇	五七六、〇九二	六七六、〇九二	三七〇、三四〇	二二六、〇二五	三七〇、三四〇	二〇三、五七四
三六二、一三九	六〇四、六三四	三四三、二四三	七四三、三七二	三四六、七二〇	七四三、五三〇	二五二、九七九	二七五、一〇二	四二九、四一七	五三九、二六五	三〇四、六四三	五九一、二二八	二八八、三五〇	五七四、九三五	四九一、八八二	三七九、九三四	二二六、〇二五	三七〇、三四〇	二〇三、五七四
二万以上	一五〇、九九五	一二九、二二三	一八八、三三二	八五、六四九	七二、四〇五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	八三、二九六	九四、一八七	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
二万人以上	二一、一万五千人未満以上	一一、一万五千人未満以上	一五、万千人未以	五三、千千人未以	三二、千千人未以	二千、千人未以	五千、百人未以	五百、百人未以	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	四八、二七〇円	
	一五〇、九九五	一二九、二二三	一八八、三三二	八五、六四九	七二、四〇五	一〇四、六七五	一〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	二〇四、六七五	八三、二九六	九四、一八七	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
	一九四、五五九	一七二、七七七	一五〇、九九五	一二八、三三二	三三九、九六四	一五〇、九九五	一二八、三三二	三三七、七七二	三三七、七七二	三三七、七七二	三三七、七七二	九四、一八七	九四、一八七	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
	五六九、三三四	四三七、五八〇	一七二、七七七	一五〇、九九五	四五三、五八〇	四五三、五八〇	一五〇、九九五	一五〇、九九五	一五〇、九九五	一五〇、九九五	一五〇、九九五	三七一、七〇八	二七〇、五四七	一六九、三八六	一三六、四五〇円	一六九、三八六	一三六、四五〇円	
	二〇五、四五〇	六〇一、二六〇	六〇一、二六〇	五六九、三三四	五〇三、四五二	五〇三、四五二	一八三、六六八	一八三、六六八	一八三、六六八	一八三、六六八	一八三、六六八	四三七、五八〇	四三七、五八〇	三七一、七〇八	二七〇、五四七	一六九、三八六	一三六、四五〇円	

第四条第六項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十二号
衆議院議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

一六

官 報 (号 外)

		投票区の選挙人の数		選挙		衆議院議員選挙		参議院議員選挙		二二、七八〇		二三、五三〇		二三、九五八		二五、八八三			
		区市町村		区		市		町		村		区		市		町		村	
二 万 人 以 上	二 一 万 人 千 人 未 以 满 上	一 一 万 人 千 人 未 以 满 上	一 五 万 人 千 人 未 以 满 上	五 三 千 人 千 人 未 以 满 上	三 二 千 人 千 人 未 以 满 上	二 千 百 人 人 未 以 未 满 上	千 五 百 人 人 未 以 未 满 上	五 百 人 人 未 以 未 满 上	五 百 人 人 未 以 未 满 上	一 、 七 五 五 円									
二 万 人 以 上	七 二 一 五	六 三 七 五	五 五 三 五	四 二 七 五	三 〇 一 五	二 五 九 五	一 、 七 五 五	二 、 五 九 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五	一 、 七 五 五		
二 万 人 以 上	七 二 一 五	六 七 九 五	五 五 三 五	四 二 七 五	三 四 三 五	四 六 九 五	三 〇 一 五	三 、 四 三 五	二 、 五 九 五	三 、 四 三 五	二 、 五 九 五	三 、 四 三 五	二 、 一 七 五	三 、 〇 一 五	二 、 一 七 五	三 、 〇 一 五	二 、 一 七 五		
二 万 人 以 上	七 二 一 五	六 三 七 五	五 五 三 五	四 二 七 五	三 〇 一 五	三 、 四 三 五	四 六 九 五	五 五 三 五	四 、 六 九 五	五 、 五 三 五	四 、 六 九 五	五 、 五 三 五	四 、 六 九 五	三 、 四 三 五	三 、 四 三 五	三 、 四 三 五	三 、 四 三 五		

第四条第九項第一号中「五万八千八百七十三円」を「五万八千三百七十八円」に改め、同項第二号中「六万千八百六十一円」を「六万三千三百四十円」に改め、同條第十項第一号中「六万三円」を「五万九千五百九十八円」に改め、同項第二号中「六万三千九十一円」を「六万二千五百六十円」に改め、同條第十二項中「千五十八円」を「千八十九円」に改め、同項ただし書中「一千百十六円」を「二千百七十八円」に、「一千八六十二円」を「一千九百十七円」に、「千八百九円」を「千八百六十二円」に、「一千四百六十円」を「千五百三円」に改め、同條第十三項の表を次のように改める。

第四条の二第六項中「次条第六項」を「次条第七項」に改める。

第四条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

市区町村の選挙管理委員会が自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合には、当該自動車の使用に要する費用として総務大臣が定める額を加算する。

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

第五策第一項の表を次のよきに改める

開選挙区の 選挙人 の数															投票の翌日				
一一 万 五千 千人 人以 未 滿上	一五 万千 千人 人以 未 滿上	五三 千千 人人 未以 滿上	三二 千千 人人 未以 滿上	二千 千人 人人 以未 滿上	千 人 未 滿	開 選 挙 区 の 選 挙 人 の 数	投票 の 翌 日	一一 万 五千 千人 人以 未 滿上	一五 万千 千人 人以 未 滿上	五三 千千 人人 未以 滿上	三二 千千 人人 以未 滿上	二千 千人 人人 未以 滿上	千 人 未 滿	一一 万 五千 千人 人以 未 滿上	一五 万千 千人 人以 未 滿上	五三 千千 人人 未以 滿上	三二 千千 人人 以未 滿上	二千 千人 人人 未以 滿上	千 人 未 滿
六九〇、 九四七	五八九、 〇〇四	四八七、 〇六一	三八五、 一二八	二八三、 一七五	一八一、 二三二円	平 日	一、 〇九九、 五〇五	九二九、 八八二	七九一、 六九四	六八六、 四二九	五七一、 四六七	四六五、 八五〇	三五一、 二五四	二四六、 〇四四円	平 日	休 日	休 日	休 日	
七〇六、 八六八	六〇六、 五七六	四九八、 二八四	三九三、 九九二	二八九、 七〇〇	一八五、 四〇八円	休 日	一、 二六四、 七三八	九四八、 六七四	八〇七、 六一五	七〇〇、 〇〇一	五八二、 六九〇	四七四、 七二四	三五七、 七七九	二五〇、 二二〇円	休 日	休 日	休 日	休 日	

第五条第一項の表を次のように改める。

官報(号外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未以 滿上	二一 万五 千人 人未 滿上	一一 万五 千人 人未 滿上	一五 万千 人未 滿上	五三 千千 人未 滿上	三二 千千 人未 滿上	二千 千人 人未 滿上	千 人 人未 滿	開 選 舉 區 人 の 數 開 票 日	第五条第五項の表を次のように改める。		三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未以 滿上	二一 万五 人千 人未 滿上	一一 万五 千人 人未 滿上	一五 万千 人未 滿上	五三 千千 人未 滿上	三二 千千 人未 滿上	四〇二、九〇〇	
										平 日	一、一〇二、〇五〇								四一、七七四	
一八七、〇五四	二二五、三八三	一二四、三三八	一〇〇、七四七	九七、四五五	八四、四〇六	八〇、七三三	六八、〇七九	六四、八一二円		休 日	一、一〇四、五四六	八五三、二〇〇	七三三、八五〇	六一六、二〇〇	五〇九、五五〇	五二〇、七七三	四〇二、九〇〇	四一、七七四		
一、一七一、五五二	一、〇三五、七七九	八七六、五三〇	七四六、四九三	六四七、八九七	五三九、六〇四	四四〇、六五六	三三三、七二九	二三四、一八八円		休 日	一、一二六、三二三	八七一、九九二	七三八、七七一	六二九、七七二	五二九、七七三	四〇二、九〇〇	四一、七七四			

一五 万千 人未 滿上	五三 千千 人未 滿上	三二 千千 人未 滿上	二千 千人 人未 滿	千 人 人未 滿	開 選 舉 區 人 の 數 投票の翌日	第五条第七項の表を次のように改める。		三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未以 滿上	二一 万五 人千 人未 滿上	一一 万五 千人 人未 滿上	一五 万千 人未 滿上	五三 千千 人未 滿上	三二 千千 人未 滿上	第五条第六項の表を次のように改める。			
						平 日	金 額											
六八六、四二九	五七一、四六七	四六五、八五〇	三五一、二五四	二四六、〇四四円		休 日		一、一七一、五五二	一、〇三五、七七九	八七六、五三〇	七四六、四九三	六四七、八九七	五三九、六〇四	四四〇、六五六	三三三、七二九	二三四、一八八円	一、一〇四、五四六	一、一〇二、〇五〇
七〇〇、〇〇一	五八二、六九〇	四七四、七二四	三五七、七七九	二五〇、二二〇円		休 日		六八六、四二九	五七一、四六七	四六五、八五〇	三五一、二五四	二四六、〇四四円	三二 千千 人未 滿上	二一 万五 人千 人未 滿上	一一 万五 千人 人未 滿上	一五 万千 人未 滿上	五三 千千 人未 滿上	三二 千千 人未 滿上

官報(号外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号 国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

二〇

二千 人 人 以 未 滿上	千 人 人 未 滿	開 選 舉 區 人 の 数	投 票 の 翌日	三 万 人 人 以 未 滿上	三 二 万 人 人 未 滿上	二 一 万 五 人 人 未 滿上	一 万 五 千 人 人 未 滿上	五 三 千 人 人 未 滿上	三 二 千 人 人 未 滿上	二 千 千 人 人 未 滿上	千 人 人 未 滿								
第五条第九項の表を次のように改める。		平		一、〇五三、四一二		九七四、一二三		八一五、五四四		六九〇、九四七		五八九、〇〇四		四八七、〇六一		三八五、一一八		一八一、二三二円	
五六四、三三九		二五四、四一二円		休		一、〇七七、六八四		九九六、五六八		八三四、三三六		七〇六、八六八		六〇一、五七六		四九八、二八四		三九三、九九二	
三七〇、八五四		二五八、五八八円		日		一、〇五三、四一二		九七四、一二三		八一五、五四四		六九〇、九四七		五八九、〇〇四		四八七、〇六一		三八五、一一八	
第五条第八項の表を次のように改める。		平		一、二四〇、四六五		九二九、八八二		一、〇九九、五〇五		一、一二一、九五一		九四八、六七四		一、二六四、七三八		一、二四〇、四六五		九二九、八八二	
七九一、六九四		八〇七、六一五		九四八、六七四		一、一二一、九五一		九四八、六七四		一、二六四、七三八		一、二四〇、四六五		九二九、八八二		一、二四〇、四六五		九二九、八八二	

三 万 人 人 以 未 滿上	三 万 人 人 未 滿上	开 选 举 区 人 的 数	投 票 的 翌日	三 万 人 人 以 未 滿上	三 二 万 人 人 未 滿上	二 一 万 五 人 人 未 滿上	一 万 五 千 人 人 未 滿上	五 三 千 人 人 未 滿上	三 二 千 人 人 未 滿上	二 千 千 人 人 未 滿上	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿	千 人 人 未 滿
第五条第十項の表を次のように改める。		平		一、二八九、一〇四		九六七、五三八		一、二四四、四八三		八二三、五九七		一、一四四、四八三		九六七、五三八		一、二八九、一〇四		九六七、五三八	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿	
三 万 人 人 以 未 滿上		三 二 万 人 人 未 滿上		二 一 万 五 人 人 未 滿上		一 万 五 千 人 人 未 滿上		五 三 千 人 人 未 滿上		三 二 千 人 人 未 滿上		二 千 千 人 人 未 滿上		一 千 人 人 未 滿		一 千 人 人 未 滿			

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日
衆議院会議録第十三号
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び同報告書

開票区の選挙人の数												開票区の 選挙人の 数	開票日			
一一 万 五 千人 人 以 未 满上	一五 万千 人入 未以 满上	五三 千千 人人 未以 满上	三二 千千 人人 以未 满上	二千 千人 人人 以未 满上	千 人 未	三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未以 满上	二一 万五 人千 人未 以满上	一 一万 五千 人千 人以 未满上	一五 万千 人人 未以 满上	五三 千千 人人 未以 满上	三二 千千 人人 未以 满上	二千 千人 人人 以未 满上	千 人 未	平 日	
六四五、七四六	五五〇、四七二	四五五、一九八	三五九、九二四	二六四、六五〇	一六九、三七六円	金額	一八七、〇五四	一二五、三八三	一一四、三三八	一〇〇、七四七	九七、四二五	八四、四〇六	八〇、七三二	六八、〇七九	六四、八一二円	休 日
															二三四、一八八円	二三四、一八八円
															三四三、七二九	三四三、七二九
															四四〇、六五六	四四〇、六五六
															五三九、六〇四	五三九、六〇四
															六四七、八九七	六四七、八九七
															七四六、四九三	七四六、四九三
															八七六、五三〇	八七六、五三〇
															一、一七一、五五二	一、一七一、五五二
															二、一〇三五、七七九	二、一〇三五、七七九

第五条第十二項の表を次のように改める

二	一	都道府県の世帯数	選挙	選挙会又は選挙分会	金額	二一 万 人 以 上	三二 万 人 以 上	二一 万 人 未 以 上	三 万 人 人 未 以 满上	二一 万 人 人 未 以 满上	七六二、一九二	
四三	三 十 万 未 满	円	都及び大都市のある道府県の衆議院小選挙区選出議員選挙	参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九八四、四九八	九一〇、三九六
十 万 万 未 以 满上	一 钱	四八 円	その他の県の衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九一〇、三九六
四八	三 七 钱	一 七 円	第七条第一項の表を次のように改める。	参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九一〇、三九六
三八	四 五 钱	一 七 円	第六条第二項中「四十二万八千六百三十四円」を「四十二万八千八円」に、「六十万九千八十四円」を「六十万八千九百九十三円」に、「百十万八千九百六十七円」を「百十万七千三百五十二円」に、「六十七万六千七十八円」を「六十七万五千九十三円」に改め、同項ただし書中「六万三千五百四円」を「六万五千三百四十円」に、「五万五千二百九十六円」を「五万七千四百九十九円」に、「五万四千二百九十六円」を「五万五千八百八十四円」を「五万五千八百八十八円」に、「四万三千八百十八円」を「四万五千八十五円」に改める。	参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九一〇、三九六
一七	一 七 钱	一 七 円	第七条第一項の表を次のように改める。	参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九一〇、三九六
三〇	四五 钱	一 七 円		参議院選挙区選出議員選挙会(参議院選挙二項に規定する参議院合 同選挙にあつては、参議院比例代表選出議員選挙分会)	六五七、六四九円	一、一六三、三八〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	二、一九三、一〇〇	一、一二一、九九九	九一〇、三九六

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号

第八条第三項の表を次のように改める。

—

第八条第二項中「四十八円」を「四十九円」に改め、同項の表を次のように改める。										第七条第四項中「配付」を「配布」に改める。 第八条第一項の表を次のように改める。									
候補者数										金額									
三 百 五 十 人 以 上	三 百 五 十 人 以 未 以 上 滿上	三 二 百 五 十 人 人 未 以 上 滿上	二 二 百 五 十 人 人 未 以 上 滿上	二 百 五 十 人 人 未 以 上 滿上	百 五 十 人 人 未 以 上 滿上	百 人 人 未 上 滿	候 補 者 數	二 十 七 人 人 未 以 上 滿上	二十 四 七 人 人 未 以 上 滿上	十 四 七 人 人 未 以 上 滿	候 補 者 數	六 百 万 以 上	五 百 七 十 万 未 以 滿上	四 八 九 八 一 六 三 〇	五 百 七 十 万 未 以 滿上	四 五 六 四 六 一 六 五 七	四 六 一 六 七 六 一		
四 三 一	三 八 二	三 三 三	一 八 六	一 三 七	一 八 八	二 三 九 円	金	六 一	六 一	四 二 円	額	六 一	五 七	一 一	七 六	一 一	七 七	一 一	

官報(号外)

第九条第一項の表を次のように改める。

区	分	開催の時		都道府県の支庁又は地方事務所
		平日	休日	
選挙人の数が五十万人未満のもの	一八、〇四五、八〇二円	二七、三一九	二六、〇一一	九、五六三円
選挙人の数が五十五万人以上七十五万人未満のもの	一八、九三一、九九七	一三、七五五、五九七円	一六、六四一、七六七	一〇、三〇〇、八五八
選挙人の数が五十五万人以上一百万人未満のもの	二五、五九六、一五七	一九、四二八、三三三	一一、七三一、九七六	六、三〇三、九一九
選挙人の数が一百二十万人以上一百二十五万人未満のもの	二一、九二九、〇七四	一九、四二八、三三三	一一、七三一、九七六	一〇、三〇〇、八五八
選挙人の数が一百二十五万人以上一百五十万人未満のもの	二八、二四〇、五一九	二一、三〇四、八〇九	一一、七三一、九七六	二、五八〇、〇五九
選挙人の数が一百五十万人以上二百万人未満のもの	三三、二二六、〇七四	二四、三八七、〇四九	一一、七三一、九七六	二、五三一、一七三
選挙人の数が二百五十万人以上二百五万人未満のもの	三七、八八七、〇三三	二八、七七九、〇〇五	一一、三二六、七四一	一、七七一、八三五
選挙人の数が三百万人以上のもの	四五、八六九、〇六二	三五、四三〇、九六〇	一一、三二六、七四一	一、七七一、八三五
選挙人の数が二百五十万人以上二百五万人未満のもの	五〇、二七七、〇五一	三八、七九五、六六六	一一、三二六、七四一	一、七七一、八三五
選挙人の数が三百万人以上のもの	七四、九二七、〇八三	五六、三九一、五二八	一一、三二六、七四一	一、七七一、八三五

第九条第二項中「一万六千四百七十六円」を「一万六千三百三十七円」に、「一万七千七百九十三円」を「一万七千六百四十五円」に改め、同条第三項中「七十二円」を「七十三円」に、「百三円」を「百五円」に、「百五一円」を「百五十四円」に、「二百五十九円」を「二百六十四円」に改め、同条第四項中「四百三十六円」を「四百四十四円」に改め、同条第五項中「五百四十円」を「五百五十円」に改め、同条第六項中「四百二十三円」を「四百三十六円」に改め、同項ただし書中「八百四十六円」を「八百七十二円」に、「七百四十四円」を「七百六十七円」に、「七百三十三円」を「七百四十六円」に、「五百八十四円」を「六百二円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

町村		市		認定出先機関	都道府県の支庁又は地方事務所
区	市	大都	市		
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、六八六、八六八	六、八四五、〇一二	一〇、三〇〇、八五八	四、八七〇、五〇二	三、八二九、五七三
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五三四、九四七	八、六八九、七五八	一〇、八八三、四五四	二、五八〇、〇五九	二、〇三一、一七三
選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、七三一、九七六	一一、七三一、九七六	一一、七三一、九七六	六、三〇三、九一九	五、四六五、三九六
選挙人の数が三十万人以上五万人未満のもの	三、一八五、五四三	三、一八五、五四三	二、八一三、二〇八	一〇、三〇〇、八五八	八、三〇二、〇二五
選挙人の数が三万人未満のもの	四、三九〇、九六三	四、三九〇、九六三	三、九三六、五四一	六、三〇三、九一九	五、四六五、三九六
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	六、八一九、五五六	六、八一九、五五六	六、一六一、一二四	二、五八〇、〇五九	二、〇三一、一七三
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	九、八二四、五三九	九、八二四、五三九	八、九五九、一四五	一〇、三〇〇、八五八	三、八二九、五七三
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一一二、二九一、一四五	一一二、二九一、一四五	一一二、三二六、七四一	二、五八〇、〇五九	二、〇三一、一七三
選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	一三二〇、二二三	一三二〇、二二三	二六九、三三三	六、三〇三、九一九	五、四六五、三九六
選挙人の数が千人未満のもの	二八、九二九、〇七四	二八、九二九、〇七四	二六九、三三三	一〇、三〇〇、八五八	四、八七〇、五〇二
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三三二、二二三	三三二、二二三	三〇三、三二六	二、五八〇、〇五九	二、〇三一、一七三
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三六三、八八三	三六三、八八三	三〇三、三二六	一〇、三〇〇、八五八	一、七七一、八三五
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七三、二九五	五七三、二九五	四八三、一六一	六、三〇三、九一九	一、七七一、八三五
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、〇六一、九二五	一、〇六一、九二五	八七六、三八〇	二、〇六三、三三五	一、七七一、八三五
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、六二三、七四五	一、六二三、七四五	一、六二三、七四五	一、六二三、七四五	一、七七一、八三五

官 報 (号 外)

第十三条の二第一項中「千五十円」を「千七十九円」に改める。
第十三条の三中「一千百八円」を「一千百四十九円」に、「五百七十八円」を「五百八十九円」に、「千五百九十八円」を「千六百一十九円」に、「千八十八円」を「千百九円」に改める。
第十五条第一項中「千五百九十三円」を「千六百二十四円」に、「百七十一円」を「百七十四円」に改める。
第十七条第二項中「二、一八一、一三八」を「三、一九三、一一〇」に、「一、二二八、九一八」を「一、一三五、一三四」に、「百十万八千九百六十七円」を「百十万七千三百五十二円」に、「六十七万六千七十八円」を「六十七万五千九十三円」に改める。

第十八条第一項中「在る」を「ある」に改め、同条第二項中「避けることのできない事故」を災害又は避けることのできない事故の発生、感染症のまん延に、「前項の」を「同項の」に、「ことのつた場合においては」を「調つた場合には」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第二十一条中「第四条の三第四項から第六項まで」を「第四条の三第四項、第六項及び第七项】に、「及び」を「並びに】に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一百五十条第一項中「ラジオ放送」の下に「(放送法第二条第十六号に規定する)中波放送又は同

条第十七号に規定する超短波放送をいう。第三項及び第一百五十二条第二項において同じ。」を加え、「放送法第二条第十六号に規定する中波放送又は同条第十八号」を「同法第二条第十八号」に、「いう。以下」を「いう。第三項並びに第一百五十二条第二項及び第三項において」に改め百五十二条第二項及び第三項においてに改め。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び次条第三項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分)
(地方自治法の一部改正)

第二条 第一条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下この項及び次項において「新基準法」という。)の規定(新基準法第十三条の三の規定を除く。)は、この法律の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、

2 新基準法第十三条の三の規定は、公職選挙法第三十条の三第一項に規定する申請の時の属する日(同法第三十条の二第二項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転の申請(以下この項において「在外選挙人名簿への登録の移転の申請」という。)にあつては、同法第三十条の五第四項の規定による申請の日。以下この項において「申請の日」という。)が施行日以後である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿へ

の登録の移転の申請について適用し、申請の日が施行日の前日以前である在外選挙人名簿の登録の申請又は在外選挙人名簿への登録の移転の申請については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、同条の規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙について適用し、同条の規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員、参議院議員又は都道府県知事の選挙については、なお従前の例による。

1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正
(一) 選挙等の執行状況を踏まえた規定の新設等
(1) 自動車を期日前投票所の全部又は一部として使用した場合における当該自動車の使用に係る加算規定を設けること。
(2) ポスター掲示場費の基準額について、区画数の増加に伴う加算額を実情に即するよう見直すこと等により、この基準額を改定すること。
(3) 保存期間経過後の投票用紙の処分に要する経費について措置するため、事務費の基準額を改定すること。
(4) 災害の発生、感染症のまん延等により生じた経費のうち基準額を超えるものを措置するための規定を整備すること。

3 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和四年度一般会計予算に約七億二千三百万円が計上されている。

右報告する。

令和四年三月十七日

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に關する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 細田 博之殿

保険業法の一部を改正する法律案

右

令和四年二月一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

2 公職選挙法の一部改正

基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができるなどする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 施行期日

三十一年」を「令和九年三月三十一日」に改める。

一 議案の目的及び要旨

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案内閣提出に關する報告書

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、2については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するもの、基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができるなどする等の措置を講ずるもので、その主要な内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができるなどする等の措置を講ずるもので、その主要な内容は次のとおりである。

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するもの、基準を改定するとともに、基幹放送事業者における中波放送の超短波放送への転換に伴い、超短波放送の放送設備による政見放送をすることができるなどする等の措置を講ずるもので、その主要な内容は次のとおりである。

第十二条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当するこ

と。イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法

人(イに掲げる法人並びに国及び独立行政

法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律

第一百三号)第二条第一項に規定する独立行

政法人をいう。第三十一条第一項及び第六

項において同じ。)を除く。)

(1) 博物館を運営するために必要な経済的

基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第

三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定めする基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に

適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げ

る事業を行うために必要なものとして都道府

県の教育委員会の定める基準に適合するもの

であること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五

号までの基準を定めるに当たつては、文部科学省令で定める基準を参考するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うとき

は、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有す

るものを見聽かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次

に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してする

ものとする。

一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる

事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたとき

は、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした

者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項

をインターネットの利用その他の方により公

表しなければならない。

二 当該申請に係る博物館の運営を担当す

る役員が社会的信望を有すること。

三 博物館を運営するために必要な経済的

基礎を有すること。

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたとき

は、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした

者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項

をインターネットの利用その他の方により公

表しなければならない。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九

条第一項の規定により登録を取り消され、そ

れに相当するもの(都道府県が設置するも

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法

人以外の者が設置するもののうち、当該都道

府県の区域内に所在するもの(指定都市の区

域内に所在するもの(都道府県が設置するも

のを除く。)を除く。)

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人

及び都道府県以外の者が設置するもののう

ち、当該指定都市の区域内に所在するもの

をした施設(以下この条において「指定施設」と

いう。)が博物館の事業に類する事業を行う施設

に該当しなくなつたと認めるときその他の文部

科学省令で定める事由に該当するときは、文部

科学省令で定めるところにより、当該指定施設

についての前項の規定による指定を取り消すこ

とができる。

3 第二項の規定による指定をした者は、当該指

定をしたとき又は前項の規定による指定の取消

しをしたときは、その旨をインターネットの利

用その他の方法により公表しなければならな

い。

4 第二項の規定による指定をした者は、指定施

設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指

定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導

又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、

第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏ま

え、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学

校、社会教育施設その他の関係機関及び民間團

体と相互に連携を図りながら協力するよう努め

るものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、

博物館及び他の指定施設における公開の用に供

するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力をを行うよう努めるものとする。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項目番号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律の施行の際現に学芸員となる資格を有する者は、この法律による改正後の博物

館法(以下この条において「新博物館法」とい

う。)第五条に規定する学芸員となる資格を有す

る者とみなす。

第二条 この法律の施行の際現に博物館において学芸員補の職にある者は、新博物館法第六条の規定

にかかるわらず、この法律の施行の日(次項及び

第四項において「施行日」という。)以後も引き続

き当該博物館において、学芸員補となる資格を

有する者としてその職にあることができる。

第三条 施行日前にされたこの法律による改正前の博物館法(次項及び第六項において「旧博物館法」という。)第十一条の登録の申請であつて、この法律の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処

分については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧博物館法第十條の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定

によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした

第一項第一号及び第二号に掲げる事項	第一項第一号及び第二号に掲げる事項
二 登録の年月日	二 登録の年月日
3 第二項の規定による指定をした者は、当該指	3 第二項の規定による指定をした者は、当該指
定をしたとき又は前項の規定による指定の取消	定をしたとき又は前項の規定による指定の取消
しをしたときは、その旨をインターネットの利	しをしたときは、その旨をインターネットの利
用その他の方法により公表しなければならな	用その他の方法により公表しなければならな
い。	い。
4 第二項の規定による指定をした者は、指定施	4 第二項の規定による指定をした者は、指定施
設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指	設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指
定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導	定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導
又は助言を与えることができる。	又は助言を与えることができる。
5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、	5 指定施設は、その事業を行うに当たつては、
第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏ま	第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏ま
え、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学	え、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学
校、社会教育施設その他の関係機関及び民間團	校、社会教育施設その他の関係機関及び民間團
体と相互に連携を図りながら協力するよう努め	体と相互に連携を図りながら協力するよう努め
るものとする。	るものとする。
6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、	6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、
博物館及び他の指定施設における公開の用に供	博物館及び他の指定施設における公開の用に供
するための資料の貸出し、職員の研修の実施そ	するための資料の貸出し、職員の研修の実施そ
のを、博物館に相当する施設として指定するこ	のを、博物館に相当する施設として指定するこ
とができる。	とができる。

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号

博物館法の一部を改正する法律案及び同報告書

二九

の申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

5 前項の規定により新博物館法第十一條の登録を受けたものとみなされる博物館が同条の登録を受けるまでの間ににおける当該博物館についての新博物館法第十八條第一項及び第二十一條第二項の規定の適用については、新博物館法第十一条第一項中「第十三条第一項各号」とあり、及び新博物館法第二十一條第三項中「第十三条第一項第三号から第六号まで」とあるのは、「博物館法の一部を改正する法律(令和四年法律第七号)による改正前の第十二条各号」とする。

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第二十九条の指定を受けている施設は、新博物館法第三十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第四条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

第七十条の六の七第二項第五号中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指

定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改め、同条第三項第七号を次のように改める。

七 寄託先美術館について、博物館法第十一條の登録が同法第十九條第一項の規定により取り消され、若しくは同法第二十条第二項の規定により抹消された場合又は同法第三十一条第一項の規定による指定が同条第二項の規定により取り消された場合 これらの事由が生じた日 第七十条の六の七第五項中「定める取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「定める」に改め、同項第一号中「登録の取消し

若しくは抹消はなかつたものと、又は同号の事由は」を「事由は」に改め、同項第二号中「当該

取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に、「第三項第七号の取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた」を「同号に掲げる」に改め、同項第三号中「当該取り消され、若しくは抹消され、又は事由が生じた」を「第三項第七号に定める」に改める。

法律及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律の一部改正

第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

一 美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)第二条第二号ハ

二 展覧会における美術品損害の補償に関する法律(平成二十三年法律第十七号)第二条第二号ハ

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県の教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行なうものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 博物館法の一部改正

(一) 法律の目的

博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基くことを追加すること。

(二) 博物館の定義

博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすること。

三 博物館の事業

博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに

学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加すること。

四 他の博物館等との協力等

(1) 博物館は、他の博物館等との間ににおいて、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすること。

(2) 博物館は、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとすること。

(3) 都道府県の教育委員会が(2)に掲げる都道府県の教育委員会が定める基準を定めるとともに、一年を通じて百五十日以上開館することとする。

(4) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に關し学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬこととすること。

(5) 登録された博物館に係る手続

(1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならないこととすること。

(2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができることとすること。

(3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設

のいづれかに該当することとすること。

ア 地方公共団体又は地方独立行政法人イ 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること及び博物館の運営を担当する役員が必要な知識又は経験を有すること等の要件に該当することとする。

登録の申請に係る博物館について、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、

物語員その他の職員の配置並びに施設及び設備が、都道府県の教育委員会の定めた基準に適合するものであることとする。

とともに、一年を通じて百五十日以上開館することとする。

録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県の教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行なうものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 博物館法の一部改正

(一) 法律の目的

博物館法の目的に、文化芸術基本法の精神に基くことを追加すること。

(二) 博物館の定義

博物館の設置者を、国及び独立行政法人以外の法人とすること。

三 博物館の事業

博物館が行う事業に、博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること並びに

学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うことを追加すること。

四 他の博物館等との協力等

(1) 博物館は、他の博物館等との間ににおいて、資料の相互貸借等を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすること。

(2) 博物館は、地方公共団体等の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとすること。

(3) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に關し学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬこととすること。

(4) 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に關し学識経験を有する者の意見を聽かなければならぬこととすること。

(5) 登録された博物館に係る手続

(1) 博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、都道府県の教育委員会に報告しなければならないこととすること。

(2) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該博物館の設置者に対し、その運営の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができることとすること。

(3) 都道府県の教育委員会は、その登録に係る博物館が登録の基準に該当しなくなつたと認めるときは、当該博物館の設

官報(号外)

置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができるることとするとともに、勧告を受けた博物館の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該博物館の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるることとする。

(八) 博物館に相当する施設
(1) 博物館の事業に類する事業を行う施設であつて博物館に相当する施設として指定を受けた施設(以下「指定施設」といふ。)は、その事業を行つて当たつては、博物館及び他の指定施設等と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとすること。
(2) 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し等の必要な協力をうやうやしく行つねるものとすること。
(九) その他所要の改正を行うこと。

2 施行期日等

(一) この法律は、一部を除き、令和五年四月一日から施行すること。
(二) この法律の施行に伴い必要な経過措置等を定めること。
(三) その他関係法律について所要の改正を行ふこと。

二 議案の可決理由

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録の要件等の見直し、博物館の設置者に対する都道府県の教育委員会の勧告及び命令等の制度の創設、学芸員補の資格の要件の見直し等を行う本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決

した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和四年三月二十三日

文部科学委員長 義家 弘介
衆議院議長 細田 博之殿

[別紙]

博物館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たつては、

次の事項について段段の配慮をすべきである。
一 一本法による新たな博物館登録制度が十分に活用されるよう、登録により各博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策を推進するとともに、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等について調査・検証を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 登録博物館について、その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たつては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めるないう非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること。また、登録後の博物館の運営状況について、定期報告等を通じ、博物館が持続的に活動できるよう経営の改善・向上を継続的に図るための支援を行うこと。

三 博物館の中核的職員である学芸員について

は、文化審議会の答申においても中長期的な課題とされたことから、学芸員に求められる専門的な能力を再定義するなど学芸員の在り方について制度的な検討を行い、必要な見直しを行うこと。また、学芸員をはじめ、学芸員補など様々な専門的職員の育成・配置が重要であることを踏まえ、その社会的地位の向上及び雇用の

安定等の処遇改善に努めるとともに、研修及び調査研究助成等を充実させることにより、我が国の博物館の活動の基盤を担う人材の育成・確保等に努めること。

四 博物館の活動や経営の向上においては、責任者として事業や業務に十分な見識を持つ館長の果たす役割が重要であることから、学芸員で高度かつ専門的な意見を有する者の登用や研修等の実施を通じ継続的にその専門性の向上を図ること、館長としての職責を十分果たすことでの実施を通じ継続的にその専門性の向上を図ること。

五 これらの博物館には、地方公共団体や民間団体等と連携し、社会的・地域的課題の解決を図ることが期待されことから、国立博物館を中心として設置者の枠を越えた全ての博物館の連携を促進するとともに、地域の多様な主体とのネットワークの形成が円滑に実現するよう、必要な支援を行うこと。

六 博物館については、多くの博物館が非常に厳しい財政状況にあり、施設・設備の老朽化への対応も求められる中、従来担つてきた社会教育施設としての機能に加え、文化施設としての新たな役割も担うこととなる。多様な役割を担う博物館の更なる振興を図るために、博物館に対する財政上の措置の拡充や新たな税制上の優遇策の検討などの様々な振興策を講ずるとともに、博物館の持続的経営を可能とする新たな運営指針の策定など、各博物館が長期的に安定して資金を確保し得る仕組みの構築に向けた支援を行うこと。また、博物館に対する公的支援の必要性等に關し広く国民の理解が得られるよう、博物館が担う社会的機能の重要性等について広報活動を実施すること。なお、振興策を講ずるに当たつては、社会教育法及び文化芸術基本法の精神に基づき、博物館の多様性を尊重すること。

官 報 (号 外)

令和四年三月二十四日 衆議院会議録第十三号

明治二
種郵便
物認可日
三十
五年三月二十一

~

発行所
二東京一 二番五〇 独立行政法人 五番五号 人國立印 都港五 行政法 虎ノ門四 人國立印 五番五 印刷局
電話
03 (3587) 4294
定 価
本号一部 一一二 一一〇円